

長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター 会計年度任用職員（業務補助）登録案内

業務の状況等により業務補助職員が必要な場合に採用するための採用希望者名簿に登載する方を募集します。

- 採用希望者名簿への登載を希望する方については登録選考試験を受験していただき、合格後、名簿に登載されます。
- 名簿に登載されても採用されない場合もあります。
- 採用希望者名簿に登載後、会計年度任用職員（業務補助）が必要となった場合に採用します。
- 登録選考試験に合格した方は、本人が取消しを希望しない限り、採用希望者名簿に5年間（※）登載されます。
※採用希望者名簿に登載された年度の4月1日から起算して5年間

1. 受付期間及び受験手続

【受付期間】令和8年3月5日（木）～同年3月13日（金）（土曜・日曜・祝祭日を除く。）

【受付時間】午前9時から午後5時00分まで

【受験手続】「会計年度任用職員（業務補助）登録選考試験受験申込書」に必要事項を記載し、郵送又は持参により提出してください。

提出先：〒857-0034 佐世保市万徳町10-3

長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター 総務課

2. 受験資格

次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・長崎県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 募集する業務及び業務内容

①一時保護所における宿直業務

庁舎管理及び一時保護児童の生活指導等

②一時保護所における日直業務

一時保護児童の身の回りのお世話や生活指導等

③土日相談開設事務職員

庁舎管理、連絡員等

※①～③のいずれの業務も、担当職員不在時に代わりに業務を行います。

4. 試験日程、場所及び合格者の発表

【選考試験】令和8年3月16日（月）以降 ※日程等は別途お知らせします。

【会場】長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター（佐世保市万徳町10-3）

【合格者発表】令和8年3月下旬頃予定 ※受験者全員に文書で合否を通知します。

5. 試験の内容 面接試験（1人10分間程度を予定）

6. 採用方法等

- (1) 当センターにおいて採用が必要な日が生じたときに、採用希望者名簿に登載された方に対し、勤務できるかを個別に確認のうえ決定します。
- (2) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消します。また、申込書記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

7. 勤務の場所 長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター（佐世保市万徳町10-3）

8. 勤務条件等

(1) 勤務時間

①一時保護所における宿直業務

17:15～9:15（2人1組による勤務）、休憩時間：1時間

②一時保護所における日直業務

9:00～17:45、休憩時間：1時間

③土日相談開設事務職員

土曜日・日曜日の9:00～17:00、休憩時間：1時間

(2) 報酬等

①一時保護所における宿直業務 1回あたり17,280円

②一時保護所における日直業務 1回あたり 9,350円

③土日相談開設事務職員 1回あたり 8,450円

※この他、通勤費用（最寄りの交通機関利用額）を支給します。

(3) 各種保健等

社会保険：非加入 / 雇用保険：非加入 / 災害補償：公務災害

【お問い合わせ先】

長崎県佐世保こども・女性・障害者支援センター
総務課 原田（TEL：0956-24-5162）